

# 2014年における学校図書館法改正過程

木内 公一郎

(地域文化学科)

Amendment process of the School Library Law in 2014

Koichiro KINAI

キーワード：学校図書館法、改正過程、学校司書、政策の窓モデル

School Library Law, Amendment process, School Librarian, Policy Window Model

## 1. 研究の背景

2014年6月に学校図書館法が一部改正され、学校司書が法律に明記され、その配置について努力義務を求める内容が追加された。併せて、その資格についても検討を求める附則も明記された。その結果として「学校司書モデルカリキュラム」が導入された。

しかし、名称は明記されたものの、配置は努力義務、その採用のあり方までに踏み込んだ改正とはならなかった。骨子案が発表されてからは非正規採用が固定化されてしまうことなど、この改正には市民や現場の学校司書が懸念や意見を表明している。<sup>1)</sup>

中村百合子は改正直前の2014年1月学校図書館を考える全国連絡集会において「言動を団体で、個人で戦略的に組み立てることが必要」と述べている。<sup>2)</sup> 中村が図書館の自由を含めて図書館の立場を社会に理解してもらおう際の言動の内容と戦略的な組み立ての必要性を述べたものである。

中村の見解を援用して考えてみると、学校図書館団体や市民団体はその意見や主張を法律や政策に反映させたいと考えるならば、その言動の内容を再検討し、戦略を立てることが必要であると考え。そのためには政策はどのような要因や条件で実現するのかをまず理解することが肝要である。

## 2. 研究の目的

2014年の学校図書館法一部改正は学校司書の専門性を明記し、その採用や環境を改善する絶好の機会であった。しかし結果的には不十分な改正に終わっている。なぜ学校司書や学校図書館団体の主張は反映されなかったのか。政策過程論の観点から批判的に考察することが本研究の目的である。

## 3. 先行研究

今井福司は法律改正前後の動きを学術団体の動向も含めて全体像を明らかにしている。<sup>3)</sup> 米谷優子は配置の努力義務に止まった法律改正を批判し、自治体間格差、「知る自由」、校長のマネジメント、養成や研修等の課題を明らかにしながら、学校図書館についての共通理解の必要性を提言している。<sup>4)</sup> 今井、米谷の論稿は法律改正の前後におけるアクターの動向を簡潔にまとめており改正前後の動向を把握する際に有効である。

吉澤小百合は専門職養成制度の構造をパワーポリティックスの観点から研究している。2014年の改正については、文字活字の振興や読書活動の推進を掲げる企業や市民セクターの台頭に言及し、今後他セクターへ与える影響について論じている。<sup>5)</sup> 本研究では吉澤の結論に基づき、企業や市民セクターの台頭に注目し、調査研究を実施した。

#### 4. 研究の枠組み

本研究は吉澤と同じように団体の動向を中心に研究を進めていくが、筆者は政策形成論、特に公共政策論の立場から考察することで2014年の学校図書館法一部改正のプロセスやその要因を明らかにし、その条件の理解を促進することができると考えている。

本研究ではキングダン(John W. Kingdon)の「政策の窓モデル」<sup>6)</sup>を援用する。これは「他の主題が無視される一方、ある主題が政府アジェンダになるのはなぜか、政府内やその周辺の人々が他の選択肢を犠牲にしてある選択肢に真剣な注意を払うのはなぜか」<sup>7)</sup>という問いに対する研究である。要するに、なぜ、あるテーマや政策が注目されたり、採用されたりするのかという問題意識に基づいたモデルである。

政府アジェンダとは「政府の公職者や政府の外側でこれらの公職者と密接に連携する人々が、特定のときに、かなり真剣な注意を払う主題や問題のリストのこと」<sup>8)</sup>これは多く政策案の中で将来、採用される可能性のあるリストをいう。そして決定アジェンダ(主題や問題のリストのなかで決定的な選択肢)<sup>9)</sup>に昇格するタイミングとして問題、政治、政策が合流するときであるとする。その状態を「政策の窓が開く」と表現する。その開いている状態というのはわずかな時間であり、その間に政策を提案しなければ実現の可能性は低くなるという。

現在、政策決定のタイミングや条件について考察する際の分析モデルとして教育政策やその他分野で援用されている。<sup>10)</sup>

本研究では前述した理由からキングダンの「政策の窓」というモデルを考察に使用する。

##### 問題の流れ

問題とは、解決すべき状況があり、その状況を公選公職者を変えるべきであると信じるようになって初めて問題として定義され、アジェンダに昇格する機会を得る。その条件とは、体系的な指標が状況に大きな問題があることを示す、大きな事件や出来事の発生、既存の政策や事業を実施する最中に解決すべき状況がある場合、重要な価値に反する状況、他

国や関連団体との比較、状況があるカテゴリーの問題として定義されることである。<sup>11)</sup>

##### 政策の流れ

選択肢、提案、解決は政策コミュニティで生まれる。そのコミュニティには専門家、議員、職業官僚等が含まれる。この中で様々な政策案が作成される。そして技術的実行可能性、価値受容性、政治家の受容性や予算上の説得力という基準を満たすと生き残りの可能性が高くなる。<sup>12)</sup>

##### 政治の流れ

問題認識や政策提案とは独立して、政治的な出来事は独自の動きを見せる。例えば、選挙で選ばれた新政権が何を考えているのか、何を提案するかによって、アジェンダの優先順位が大きく変わる。<sup>13)</sup>

##### 3つの流れの合流

「3つの流れが合流すること」とは、1) 公選公職者が解決すべき問題であると認識していること(問題の流れ)。2) 公選公職者の優先する政策や政治理念と合致すること(政治の流れ)。その際に解決可能な政策が提案されていること(政策の流れ)。少なくとも問題であると公選公職者が認識しなければ、政府アジェンダにはならない。さらに提案された政策案がその時の政権の政策と合致していなければ決定アジェンダには昇格することはない。つまり「政策の窓モデル」の3つの流れのうち、とくに重視されているのは、問題と政治の流れであると言える。

このモデルでは問題、政策、政治と明確に切り分けて分析を行い、その3つの流れがどのタイミングで合流するのかということを明らかにすることができる。これによって、政策決定のタイミング並びにその時の諸条件を考察することができる。

#### 5. 研究の方法

政策過程の事例分析の手法に沿って、改正に関わったアクターとその行動や主張について、国会会議録、雑誌・新聞記事を調査し、明らかにする。国会審議の過程における発言については質的データ分析法を用いて、発言の傾向を分析する。

#### 6. 政策過程(P.90表4参照)

##### 6.1 文字・活字文化振興機構(以下、文字・活字機構)

この団体は出版、新聞業界、有識者が中心となって2007年10月に設立された。その設立趣旨として子どもの読書活動の推進に関する法律（2001）および文字活字文化振興法（2005）を具体化する団体として設立され、文化や歴史の基盤である日本語を理解し、表現力や思考力をもった人材の育成を目指している。<sup>14)</sup>

## 6.2 学校図書館活性化協議会

文字・活字機構が学校司書法制化を目指す動きを見せたのは2011年である。2010年の国民読書年に関わる運動や行事を開催し、読書への関心を盛り上げ、政治を取り込んだ運動を開始する。それが「学校図書館活性化協議会」（以下、活性化協）である。会長は川村建夫衆議院議員、幹事には衆参両院の超党派の議員が参加している。構成団体として「子どもの未来を考える議員連盟」（以下、子ども未来議連）、文字・活字機構、学校図書館整備推進会議<sup>15)</sup>（以下、整備推進会議）が加盟している。

活性化協は「学校図書館活性化のための活動計画について」を2011年6月に発表している。そのなかで国会、自治体の政策課題として学校司書の全校配置を掲げている。<sup>16)</sup>

## 6.3 問題の流れ

活性化協は何を政策上の問題としていたのだろうか。主唱者の一人である肥田美代子（文字・活字機構理事長）は「言語力の低下」を問題視しており、指標としてOECDのPISAにおける日本の順位低下を掲げている。<sup>17)</sup> 活性化協の活動計画では学校教育における読書活動の推進、蔵書拡大、新聞配備、電算化、学校図書館法の再改正として小規模校への司書教諭配置とともに学校司書の法制上への位置づけを求めている。同時に2011年～2012年にかけて実施される新学習指導要領では「言語活動の充実」「学校図書館の計画的活用」を盛り込まれている。関係者が問題提起しやすい雰囲気醸成されていた。

その後2011年10月以降、「学校図書館げんきフォーラム」と称する学校図書館の振興をテーマにしたシンポジウムが国内各地で連続開催された。主催は活性化協、活字文化推進会議である。主管は読売新聞社である。メディアを味方につけて、一般社

会への問題提起をおこない、学校司書法制化への雰囲気づくりを行った。

## 6.4 政治の流れ

2012年7月活性化協の役員会において「学校司書の法制化を急務とし、学校図書館法改正を早期に進める方針」を表明した。<sup>18)</sup> 改正案の素案を作成し、各政党の合意を得ること、今国会中の議員提案を視野にしている。

## 6.5 政策の流れ

この意見表明後、相次いで活性化協、学校図書館団体や学会がシンポジウムを開き、学校図書館職員に関する議論を展開している。

### 6.5.1 「学校司書の法制化を考える全国の集いー学校図書館の活性化をめざして」の開催(2010.10.10)

子ども未来議連、活性化協、文字・活字機構が主催した。これには現場の学校司書や関心をもつ関係者が多く集まり、活発な議論が展開された。<sup>19)</sup> 活性化協の河村会長は学校司書の予算措置を継続するためにも学校司書を法制化する必要性を主張している。<sup>20)</sup> 予算措置とは2012年度から始まった「学校図書館担当職員の配置のための地方財政措置」（約150億円/年度）<sup>21)</sup> のことである。

この会合には学校図書館を考える全国連絡会（以下、全国連絡会）、全国学校図書館協議会（以下、全国SLA）、日教組学校図書館部会、日本高等学校教職員組合、学校図書館問題研究会（以下、学図研）が参加し、それぞれ意見を表明した。表2にその意見の概要をまとめた。

5団体のうち全国SLAと日教組が、学校司書は「教育職」であることを強調している。逆に学図研は司書資格の必要性を述べており、上記2団体とは一線を画している。学校司書の重要性を指摘しているのは5団体共通しているものの、専門性の内容については意見の一致が見られない。

### 6.5.2 日本図書館情報学会LIPER3プロジェクト

学校図書館専門職員のあり方をテーマに塩見昇氏、根本彰氏の講演および意見交換を開催した。学校図書館の歴史を踏まえて、学校図書館の専門職像を共有することが目的である。

このシンポジウムでは、改正や政治へのアピール

表1 「学校司書の法制化を考える全国の集い」(2012.10.10)における意見

団体名	意見
全国 SLA	学校司書は読書を支援し、教育研究活動も支援する高度な専門職であり、教育職であるべき。資格と養成制度が必要。
日本教職員組合学校図書館部会	学校司書の身分は不安定である。教育職であるべき。
日本高等学校教職員組合	学校司書の定数配置を要望する。
学図研	学校司書は専門・専任・正規であるべき。司書資格、定数配置、学校教育における職務分掌の明確化を求める。
全国連絡会	学校司書の専門性と職務内容の明確化、資格と養成課程の設置、1校1名の専任、正規雇用を要求する。

(清水明美『学校司書の法制化を考える全国の集い』に参加して：公共図書館員の立場から『みんなの図書館』429, 2013. 1, p. 4-9. を元に作成した。)

はなかったものの、学校図書館法の改正過程について批判的な意見も見られる。<sup>22)</sup>

### 6.5.3 学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議(2013.8~2014.3)

この会議は文科省に設置された。メンバーは大学の研究者、学校および学校図書館の関係者である。翌年の2014年3月に「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」(報告)(以下、役割と資質に関する報告書)を発表した。報告書では学校図書館は学校教育を支援すると位置づけている。さらに読書センター、学習センター、情報センターの3つの機能を定義した。そして学校図書館担当職員(学校司書)の職務については、以下のとおりに整理定義された。①児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務②児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務③教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務③については「教科

等の指導に関する支援」「特別活動の指導に関する支援」「情報活用能力の育成に関する支援」に分類されている。<sup>23)</sup>これは学校司書の教育指導への関わりを専門性の中核に据えたものであり、資料の提供や読書推進活動中心の学校司書像の変化を迫る内容になっている。

### 6.6 骨子案の提示

2013年6月子ども未来議連の総会が開かれ「学校図書館法の一部を改正する法律案(仮称)骨子案」提示された。

#### 一 学校司書

1 学校には、司書教諭のほか、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進を図るため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(2において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならないこと。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

#### 二 施行期日

この法律は、〇〇〇から施行すること<sup>24)</sup>

表2 骨子案に対する意見

団体名	骨子案に対する意見(要求)
日図協	1. 「専門的職務を掌る」位置づけ。 2. 司書資格による採用。 3. 学校司書も教育指導を可能とする。 4. 専任配置・正規採用。
学図研	1. 学校司書配置義務化。 2. 専任配置。 3. 司書資格を要件とする。 4. 「専門的職務を掌る」という表現に変更。 5. 正規採用。
全国連絡会	1. 専門性に対応した職務内容とする。 2. 学校司書の資格要件と養成課程の設置。 3. 専任配置。 4. 正規採用。
全国 SLA	1. 学校司書法制化の実現。 2. 学校司書と司書教諭それぞれ職務内容の違いの明確化(養成、資格、活動上の混乱を避ける)。 3. 学校司書資格の設立。
整備推進会議	データなし



骨子案については日本図書館協会（以下、日図協）を始め、学図研、全国連絡会やその他の団体それぞれが意見を発表している。<sup>25)</sup> その内容を表2にまとめた。

日図協と学図研は学校司書が「専門的職務を掌る」、司書資格の必要性を強調しているが、ほかの2団体は新たな「学校司書」資格の必要性を述べている。法制化直前の段階においても専門性についての共通見解を国会議員の前においても示すことはできていない。

### 6.7 政府アジェンダへの昇格

子ども未来議連主催の2014年3月18日「学校図書館法改正緊急集会」が開催された。主催は子ども未来議連、文字・活字機構であり、250名あまりが参加した。すでにこの時点で国会審議に上がることが確実な状況であり、会議には文部科学省から担当官が参加した。<sup>26)</sup>

2014年5月22日には学校図書館議員連盟実務者協議会が開かれ図書館団体からのヒアリングが実施されたこれには議院法制局、文科省担当者も出席している。

### 6.8 国会の審議

表3は衆参の委員会における質疑の発言を質的データ分析法によって分析し、論点をキーワードで表現し、その出現回数をカウントしたものである。<sup>27)</sup>

衆院文部科学委員会では「資質能力」、「読書の有効性」を論じる発言が多く、次に「専門性」が続いている。しかし、それぞれ3つのキーワードについて深く議論しているわけではなく、専門性の具体的な内容について言及する発言者はほとんどいなかった。

参院文部科学委員会では、「専門性の内容」について言及する発言回数が最も多かった。実際の発言は「本についての専門的な知識や造詣」、「授業に必要な資料の紹介」、「学校司書の専門知識に関する意見の多様性」、「図書館の運営に関する専門知識、図書館学やその資格」、「学校図書館に図書館としての機能をもたせる」である。それぞれ専門性の内容には関係しているものの、他の国会議員や文部科学省を

説得するだけの根拠は十分に示されていない。

両院の委員会では日本共産党が学校司書配置の定数化や自治体への助成を含む修正案を提出している。

しかしこれについての質疑は行われず、賛成少数で否決されている。

表3 国会審議における発言の傾向

衆議院文部科学委員会	出現回数	参議院文教科学委員会	出現回数
資質能力	5	専門性の内容	5
読書の有効性	5	学校司書の役割	2
専門性	3	岡山市の学校司書	2
地方交付税交付金	3	学校司書の待遇	2
関係団体	2	国会の責任	2
資格	2	地方自治体の自主性	2
調査研究協力者会議	2	学校司書の待遇	1
読書	2	学校の一員	1
法制化	2	資格と養成	1
専任・専門・正規	2	資格	1
学校司書の立場	1	制度化	1
司書教諭	1	専任・専門・正規	1
職務の不安定性	1	教育職	1
政府と国会の責任	1	司書教諭	1
岡山市の学校司書	1	専任化（学校司書と司書教諭）	1
専門性の内容	1	専門性	1
地方自治体の自主性	1	調査研究協力者会議	1
配置の努力義務	1	定数化	1
養成	1		

## 7. 考察

### 7.1 利益集団としての文字・活字機構

利益集団とは、業界団体が中心となって結成され、政府や議会に働きかけて政策を実現させる力をもつ団体である。圧力団体ともいう。<sup>28)</sup> キングダムは利益集団について、党派色が薄く、選挙の際に注目されにくい政策領域ほど利益集団の重要性が増すと述べている。<sup>29)</sup> 文字活字文化の振興や読書推進活動について党派色はなく、選挙の争点になりにくい。多くの関係者にとってこの問題に取り組むメリットを見出したと考える。その関係者とは読書や教育問題に取り組む政治家、文字活字の振興を通して、出版文化や産業を守ろうとする業界団体などである。政治的には基本的にこの問題には反対勢力がないので、比較的労苦なしで法律を改正することができる上、政治家にとって政策上の功績になる。そのため、学校図書館団体が指摘する問題点は先送りし、法律の改正を優先したのであろう。問題と政治の流れが一致したと言える。

### 7.2 図書館団体

これらの団体は活性化協や議員連盟の会合において、直接要望を述べる機会が複数回あった。それぞれの団体が1校1名の専任制、専門職としての扱い、正規採用を求めている。しかし、それぞれの主張の根拠を示すことはできていない。

### 7.3 学術団体

学校図書館職員をテーマにした日本図書館情報学会(6.5.2参照)や筑波大学の研究会<sup>30)</sup>がそれぞれシンポジウムを開催している。研究者や学校図書館関係者が多数参加し、それぞれの立場から積極的な議論を行っている。しかし、国会や議員に対してアピールするという行動は見られない。学術的な交流会という性格もあるが、改正が視野に入っている時期を考慮するとなんらかの形で国会や文部科学省へ働きかけやアピールをする可能性もあったと思われる。

### 7.4 学校図書館法一部改正実現の要因と条件

利益集団である文字・活字機構がその組織発足時から学校図書館の改善を通じて、読書文化、活字文化の振興を図る意図を持って行動し、公選公職者で

ある国会議員への働きかけを意識して行ったことが第一の要因である。

教育改革への関心の高まりと新しい国際的な指標が注目され、日本の児童生徒の学力低下への懸念が高まり、文字・活字機構がそれを問題として国会や社会に訴えかけ、賛同を得られたこと。学校司書の法制化は学校図書館の利用を促進し、学校図書館の整備が進展するという主張を展開したこと。国会議員は法制化を実現することで、政策実績として認められることを理解していたこと。2012年は政治的には早期の総選挙を求める意見もあり<sup>31)</sup>、国会議員は出版や新聞業界からの支持を期待して選挙戦への備えとして考慮していた可能性もある。

一方で学校図書館団体はそれぞれの主張は表明してはいるものの、学校司書の専門性については団体ごとに異なっており、法律案に入れる段階ではないことを国会議員に示すことになった。

一連の法改正では、各団体からの意見は附則の形で資格についての検討を求める条文が入ったものの、学校司書の配置や採用の不安定性を解消するまでには至らなかった。主導していたのは活性化協と前者の有力な構成員である文字・活字機構である。政策の窓は読書の推進、文字活字文化の再生を通じて、出版業界、新聞業界の利益を確保する方向に開かれたものであると見られる。

政策の窓が開かれたのは、2012年7月の活性化協による法制化表明以降であると推定される。

図1は3つの流れの要点を整理し、図式化したものである。学校図書館をカテゴリとする政策の窓は

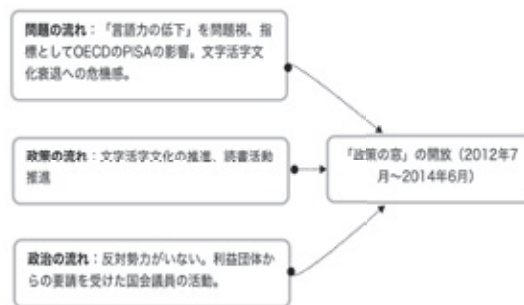


図1 3つの流れと合流

活性化協が学校司書法制化を目指すことを宣言した2012年7月から改正案が成立した2014年6月までと推定している。根拠として活性化協は超党派の議員が中心の組織であり、反対勢力もないことから、活性化協が決断したことは改正実現が近づいたことを意味する。成立まで2年を費やしたのは2012年11月に衆議院解散と総選挙、12月に政権交代があったためであると推測する。一方改正案成立後は学校図書館職員に関する議題は国会に上がって来ていないため、政策の窓は閉じたものと考えられる。

## 8. 結論

学校図書館法一部改正について、国会や文部科学省に対して失望や不満の声は多い。しかし、その政策過程を見る限り、唯一の利益集団がその利益を確保するために国会に働きかけ、実現した改正である。もちろん学校図書館団体の意見は政策過程のなかで聴取されているが主張の根拠も団体間の統一性も見られない。そのような中で学校司書の定数配置、専門性が国会で認められることは難しい。学校司書の法制化を実現し、地方交付税交付金の学校図書館予算化を主張する根拠を明確にすることが優先される。その予算化で出版業界や新聞業界の利益が確保されるということがこの改正では重要だったのではないだろうか。事実、文字・活字機構は頻りに地方自治体への予算化を呼びかけるキャンペーンを行っている。また「学校司書の設置が進めば学校図書館の蔵書や資料の整備が進捗します」と文字・活字機構のWebsiteで伝えている。<sup>32)</sup>

文字・活字機構が学校司書配置や学校図書館整備の“応援団”であることは否定しない。しかし、学校司書の配置は学校図書館の利用を促進するための方策であり、学校図書館の蔵書や資料の充実を進める過程で出版、新聞業界の利益につながるという思惑があることを指摘しなければならないだろう。学校図書館団体および学術系団体としては学校図書館職員の制度化を求めているのであって、出版、新聞業界とはベクトルが異なっている。出版、新聞業界とは一線を画した独自の利益集団を結成し、学校司書や学校図書館政策に関する意見を集約することを

提案したい。

日本図書館情報学会のシンポジウム、筑波大学の研究会では研究者や現場の学校図書館関係者が参加し、様々な立場から活発な意見交換が行われた。このような場を増やし、徐々に意見の集約を図ることが大切なのではないだろうか。シンポジウムなどの会議の形式や議論の進め方自体を見直す必要があると思われる。

## 9. 今後の課題

学校図書館法改正後の政策過程について、関係者の動向を含め明らかにする予定である。(了)

## 【引用文献】

- 1) 水越規容子「学校図書館法改正をどう考えるか」『子どもの本棚』43(6), 2014.6, p.21-23, 梅本恵「学校司書法制化をめぐる」『子どもの本棚』43(6), 2014.6, p.21-23.
- 2) 中村百合子「学校図書館の教育思想—図書館の自由から考える」『ひらこう！学校図書館を考える全国連絡集会』第17回集会, 2014.1, p.3-28. 中村は別の論稿で学校司書法制化に関連して乱立する学校図書館関連団体が異なった主張をしているため、制度化を実現する力になっていないことを指摘している。中村百合子「なにが学校図書館職員『問題』なのか(学校司書の法制化をめぐる 第1回)」『図書館雑誌』107(2), 2013.2, p.104-105.
- 3) 今井福司「2014年学校図書館法一部改正：学校司書法制化について」『カレントアウェアネスE』265, 2014.8.28 (<https://current.ndl.go.jp/e1597>) [参照日：2020-08-2]
- 4) 米谷優子「動向レビュー：学校図書館専門職関連施策の動向と課題—2014年法改正を中心に—」『カレントアウェアネス』332, 2017.6.20 (<https://current.ndl.go.jp/ca1902#ref>) [参照日：2020-08-2]
- 5) 吉澤小百合「学校図書館専門職養成制度の構造的特徴と課題：パワーポリティックスの視点から」『三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』, p.25-28, 2018. (<http://www.msllis.jp/am>)

- 2018yoko/07\_yoshizawa.pdf)  
[参照日:2020-09-10]
- 6) ジョン・キングダン(笠京子訳)「アジェンダ・選択肢・公共政策;政策はどのように決まるのか」勁草書房,2017(ポリティカル・サイエンス・クラシックス12)
  - 7) キングダン,前掲6)p.261.
  - 8) キングダン,前掲6)p.16.
  - 9) キングダン,前掲6)p.269.
  - 10) 中村恵佑「政策の窓」モデルを用いた大学入試政策の分析可能性』『日本教育政策学会年報』25,2018,p184-194,小島廣光「問題・政策・政治の流れと政策の窓:NPO法の立法過程の分析に向けて」『経済学研究』51(3),2001.12,p.31-84.
  - 11) キングダン,前掲6)p.262-263.
  - 12) キングダン,前掲6)p.266-267.
  - 13) キングダン,前掲6)p.264-265.
  - 14) 肥田美代子「言葉の力と日本の未来—文字・活字文化推進機構の基本的考え」『新聞研究』678,2008.1,p.42-45.
  - 15) 整備推進会議のWebsiteによると全国SLA、日本図書館協会のほか、日本児童図書出版協会、日本出版取次協会、日本書籍出版協会、日本書店商業組合連合会、日本子どもの本研究会など出版団体、子どもの読書に関する団体など31団体が加盟している。設立は1996年である。(学校図書館整備推進会議<http://www.gakuto-seibi.jp> [参照日:2020-08-29])
  - 16) 肥田美代子「政官民による学校図書館の活性化をめざして」『出版ニュース』2248,2011,7月中旬,p.6-9.
  - 17) 肥田美代子,前掲16)
  - 18) 『読売新聞』(朝刊)2012.7.6,p.37.
  - 19) 清水明美『「学校司書の法制化を考える全国の集い」に参加して:公共図書館員の立場から』『みんなの図書館』429,2013.1,p.4-9.
  - 20) 清水明美,前掲19),p.5.
  - 21) 全国学校図書館協議会「司書・司書教諭のための学校図書館必携 理論と実践 改訂版」悠光堂,2017,p.29.
  - 22) 塩見昇は講演において「図書館には人が必要だ」という根拠を法律に書いたら一歩前進やと、そんな気楽な話でないことだけは間違いないと思います。」と述べている。  
([https://repository.dl.itc.utokyo.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=41760&item\\_no=1&page\\_id=28&block\\_id=31](https://repository.dl.itc.utokyo.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=41760&item_no=1&page_id=28&block_id=31)) [参照日:2020-09-02]
  - 23) 「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/099/houkoku/1346118.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/houkoku/1346118.htm)) [参照日:2020-09-02]
  - 24) 骨子案は以下のwebsiteの掲載されている。日本図書館協会「学校図書館法の一部を改正する法律案(仮称)骨子案」に対する要望(衆議院法制局に提出)」(<http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=2135>) [参照日:2020-09-02]
  - 25) 以下のWebsiteから引用した。  
日本図書館協会Website (<http://www.jla.or.jp/demand/tabid/78/Default.aspx?itemid=2135>) [参照日:2020-09-02]  
学校図書館問題研究会Website ([http://gakutoken.net/jo3h66g7v-49/#\\_49](http://gakutoken.net/jo3h66g7v-49/#_49)) [参照日:2020-09-02]  
全国学校図書館協議会Website (<https://www.j-sla.or.jp/slanews/post-108.html>) [参照日:2020-09-02]  
学校図書館を考える全国連絡会 (<https://www.open-school-library.jp/2013>) [参照日:2020-09-02]
  - 26) 文字・活字文化振興機構『「学校図書館法改正緊急集会」学校司書の法制化に向けて、議員会館に集う』(<http://www.mojikatsuji.or.jp/policy/2014/03/18/1395/>) [参照日:2020-09-02]
  - 27) 第186回国会 衆議院 文部科学委員会 第



23号 平成26年6月11日

(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=118605124X02320140611&page=1>)

[参照日:2020-09-02]

第186回国会 参議院 文教科学委員会 第20号 平成26年6月19日

(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=118615104X02020140619&spkNum=187>)

[参照日:2020-09-02]

- 28) 「利益集団」 Japan Knowledge lib デジタル大辞泉 (URL:<https://japanknowledge-com.ezproxy.tulips.tsukuba.ac.jp/lib/display/?lid=2001019211900>) [参照日：2020-08-29]
- 29) キングダム, 前掲6) p.71.
- 30) 平久江祐司編著「学校図書館担当者の養成と研修の現状と課題に関する研究」筑波大学メディア・教育研究会, 2015.1.
- 31) 「消費増税法案成立後の衆院解散訴え 自民・谷垣総裁が街頭で演説」『朝日新聞』(朝刊) 2012.6.17, p.4. 「消費増税法案、公明も採決促す戦略 早期解散期待」『朝日新聞』(朝刊) 2012.6.1, p.4.
- 32) 文字・活字文化振興機構, 前掲26) また、文字・活字機構と子ども未来議連は学校図書館に新聞配備費用の地方財政措置を講じるように文科省に要請していることを明らかにしている。『読売新聞』(朝刊), 2011.12.1, p.37.

(受稿 2020年9月30日, 受理 2020年11月4日)

表4 改正過程

年	国会	文字・活字文化振興機構	図書館団体（市民・学校図書館）	学術団体	文部科学省	備考
2007		文字・活字文化振興機構設立（会長 福原義春 資生堂名誉会長・理事長 肥田美代子氏）				
2010		国民読書年に関わる行事開催				国民読書年
2011	学校図書館活性化協議会設立「学校図書館活性化のための活動計画について」発表（6月）					学校図書館げんきフォーラム@東京（10月）
2012	学校図書館活性化協議会役員会「学校司書の法制化を急務とし、学校図書館法改正を早期に進める方針」表明（7.5） 「学校司書の法制化を考える全国の集いー学校図書館の活性化をめざして」（10.10）		研究会「いま、学校図書館を考える～なぜ、学校司書が必要か～」学校図書館問題研究会、学校図書館を考える全国連絡会（11.23）	シンポジウム「日本の学校図書館専門職員はどうあるべきか：論点整理と展望」日本図書館情報学会（12.1）		衆議院解散（11.26） 第二次安倍内閣発足（12月）
2013	「子どもの未来を考える議員連盟」総会「学校図書館法の一部を改正する法律案（仮称）骨子案」提示（6.12）				学校図書館担当職員に関する調査研究協力者会議（2013.8-2014.3）	
2014	「学校図書館法改正緊急集会」子どもの未来を考える議員連盟（3.18） 学校図書館議員連盟発足（4.25） 学校図書館議員連盟実務者協議会（5.22） 国会における審議開始（6.10） 「学校図書館法の一部を改正する法律」公布（6.27）			「学校図書館担当者（司書教諭・学校司書等）の養成と研修に関する研究会」筑波大学（6.8及び29）	学校図書館担当職員の役割・職務及びその資質能力の向上方策（報告書）（3月）	